

議 長	副議長	局 長	次 長	書 記

(様式1)

香美市議会議員 比与森 光俊 様



令和元年 7 月 3 0 日

会 派 名 日本共産党
代表者氏名 大岸 真弓

大阪府等報告書
調査研究

下記のとおり実施しましたので届け出ます。

記

1. 日程

- 令和元年 7 月 2 4 日～2 6 日

2. 場所

- 大阪府保険医協会M&Dホール

3. 目的

- 「全国地方議員社会保障研修会」に参加する

4. 該当する政務活動費の使途項目

- 研修費

5. 支出経費（内訳は裏面記載）

- 357,520円

6. 参加議員名

- 大岸真弓・笹岡優・浜田百合子・森田雄介

7. 広報成果の概要、所見

- 別紙添付

8. 成果物、資料等

- 別紙添付

(裏面)

支出経費の内訳と金額

区分			金額
交通費	鉄道	自至 往復	
	船	自至 往復	
	航空	自 高知 至 伊丹 往復 4名	192400円
	バス・ タクシー代	自 伊丹 至 なんば 往復 4名	5,120円
	借上料	自至 往復	
宿泊費		航空券代に含まれる	
参加費		40,000×4名	160,000円
駐車場代			
資料印刷費			
会場費			
講師謝金	謝礼金		
	鉄道	自至 往復	
	船	自至 往復	
	航空	自至 往復	
	バス・ タクシー代	自至 往復	
	宿泊		
	食事代		
	借上料		
合計			357,520円
(特記事項)			

2019年度大阪社会保障推進協議会「全国地方議員社会保障研修会」に参加、報告

日程 2019年 7月24日・25日・26日

午前の部 10時～13時

午後の部 14時～17時

場所 大阪府保険医協会 MDホール

参加議員 日本共産党香美市会議員

大岸真弓

濱田百合子

森田雄介

笹岡 優

7月24日(水)10時～13時

講義テーマ「女性とこどもの貧困」～若年出産を経た女性30名へのインタビュー調査を
中心に～

講師 武輪敬心(たけわけいこ): 奈良女子大学大学院 人間文化研究科 社会生活環境学専攻
社会福祉士

奈良県教育委員会でSSW(スクールソーシャルワーカー)

講義内容

「こどもの貧困は大人の貧困」つまり、こどもの親たちが貧しいからこそ生じている経済的
問題である。大人の貧困は、労働の貧困であり、社会保障の貧困である。

最低賃金額全国平均は874円(高知県762円 985円～761円の幅がある)

$874円 \times 8時間 \times 22日 = 153,824円$

$153,824円 \times 12 = 1,845,888円$

最低賃金では人間らしい生活を送ることは困難

DVの問題 女性の約3人に1人は配偶者から暴力被害を受けたことがあり、約7人に1人
は何度も受けている。被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じた経験がある。女性
の約6割が別れたいと思っているが、別れることができたのは、その内の約1割に過ぎない。

(2018年内閣府の調査報告)

ジェンダー～社会的・文化的につくられた性差である。

これまで、日本社会が前提としてきた家族観やジェンダー観が作用している。つまり、「家計を
維持するのは男性の役割、女性は家計維持の責任を負う必要はない」というジェンダー観・性
別役割規範である。このため、「家計の主な担い手である男性が非正規労働者になってしまう
事態」は役割達成が果たせない状況として「問題」になる。しかし、「家計の担い手でないはず
の女性が非正規労働者になる事態」は、そもそも家計維持責任がないのであるから「問題では
ない」とされる。(2015年「見えにくい女性の貧困」江原由美子著)

あらゆる個人ごとに、「自然」な差異は多様にあるはず。ところが人をつねに「男」「女」に
絶対的に二分する思考がまずあるがゆえに、その思考に都合の良い基準が取り出され、「自然」
な性としてクローズアップされる。このことは、まさしく私たちの政治的な利害に一致して存
在しており、そうした知のありようが「ジェンダー」なのである。

(2015年「ジェンダースタディズ改訂版」牟田和恵著)

チャイルド・ペナルティ

社会学・労働経済学の用語で、子育てをするワーキングマザーと子どものいない女性の賃金
格差を説明する「母親ペナルティ」と同種概念。子どもを育てることによって背負う社会的

(特に賃金上の)不利を”チャイルド・ペナルティ”という。ペナルティは、労働市場における賃金格差や、雇用慣行、育児支援制度によって国ごとに、その度合いが異なる。

チャイルド・ペナルティ除去によりひとり親世帯の貧困率54、7%から25、7%と半分以下まで改善される。(桜井啓太著「子育て罰を受ける国、日本のひとり親と貧困」)

北欧では子育てはペナルティではなくボーナス(幸福感)であるという認識。このことから貧困は社会的につくられていると考えられる。日本は、働くことが貧困改善につながらない。共働きでも、ひとり親世帯でも貧困率は改善しない。チャイルド・ペナルティの除去が全体の貧困率を改善するにはもっとも有効である。

若年出産

19歳以下の出産のことである。中でも、中学生や高校生等、「高卒未満」での妊娠・出産を経た女性たちが社会的・経済的困窮に陥りがちである。

年間9,898人(全年齢：946,065人) 沖縄は2、6%(全国1、1%)

(7月9日沖縄タイムズ新聞記事)

●沖縄市若年妊産婦支援センター(18歳以下対象)～沖縄市が委託事業として実施
出生率は変化していても、若年出産の比率は1985年以降横ばい状態が続いている。

(2017年厚労省人口動態)

●東京都のNPO法人の調査では、10代、20代の死亡原因が1位「自殺」

「10代・20代の妊娠SOS新宿—キッズ&ファミリー」18時～24時 開所

●女の子のシェルター2019年7月末開設～新宿区協働推進基金助成事業

2015年4月～2017年3月末までに学校が生徒の妊娠を把握した件数 2,098人
妊娠した高校生の在籍状況をみると、本人・保護者の意思で自主退学が30、6%、学校の勧めによる自主退学1、5%。本人が在籍希望なら、レポート提出など。

校長の判断によるところが大きい。(2018年文科省より対応について通知)

●アメリカでは、先駆的な取り組みで、妊婦と母親だけが通う高校がある。

貧困に陥る手前で支援することが、社会全体の利益になる。

当事者女性30名へのインタビュー調査からみえてきたこと

調査期間 2018年11月～2019年3月

対象者の居住エリア 神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、山口県

支援団体が入る方の協力による

年齢層 10代から50代

みえてきたこと○育ちのなかでの傷つき・社会的条件不利

○若年だからといって望まない妊娠ではない。「自分の家族を持ちたい、幸せになりたい」と願って、妊娠・出産を選びとっている。

○DV被害また、子どもを育てながら働くことの大変さ、「高卒」以上の学歴がないと働きたくても働けない。

おわりに ●若年妊娠は性非行ではなく、彼女たちがおかれている社会的困窮の中から生じる。

●女性たちの貧困は社会的に生み出された課題である

●個人的なことは政治的なことである

●貧困を「自己責任」ではなく「社会の責任」として捉える

●すべての人が「健康で文化的な生活」を送られる社会を実現するためのさまざまな角度からの法制度化が必要

7月24日(水)14時～17時

講義テーマ「介護保険制度改定の動向」～変質させられる市町村機能

講師 日下部雅喜：大阪社会保障推進協議会介護保険対策委員長 元堺市職員

現ケアマネージャー 現佛教大学社会福祉学部非常勤講師

講義内容

1、 介護保険の基礎について

厚生労働省の介護保険制度説明資料「公的介護保険制度の現状と今後の役割」(平成30年度作成資料)を基に、説明。

●介護保険制度は、制度創設以来18年を経過し、65歳以上被保険者数が約1、6倍に増加する中で、サービス利用者数は約3、2倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

●要介護(要支援)認定者数は、平成30年4月現在644万人で、この18年間で約3、0倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。

●今後、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。

●保険者は市町村であり、50%税金(国25%、都道府県12、5%、市町村12、5%)、50%保険料(23%65歳以上の第1号被保険者、27%40歳～64歳までの第2号被保険者)の財源である。この財源から、サービス事業者に費用が支払われる。被保険者利用料負担は1割であるが、一定以上所得者については、費用の2割又は3割負担となる。

●介護サービス利用の手続きは、まず市町村の窓口相談、チェックリスト施行後要介護認定申請するか、他のサービスの紹介。チェックリストを施行しない自治体もある。

◎必要な人に必要なサービスが届いているのか、大事である。

◎地域密着型介護サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援は、市町村が指定・監督を行うようになっている。専門性は低いのに責任が大きくなった。

◎サービス利用負担に減免制度がないのは、今後改善していかなければならない課題である。

◎介護保険20年の現状は？まさに「介護の危機」！

●重い家族の介護負担～介護心中・介護殺人・介護退職(毎年約10万人前後)

●介護費用の経済的負担～介護貧乏・介護破産

●特養ホーム待機者、退院後行き場がない介護難民

●人材不足・確保困難 介護崩壊

2、変質させられる市町村機能

政府が言う「2040年問題」①財政問題＝公的介護費用の増加

②少子・高齢化問題＝支え手不足

このため、介護保険の縮小 再編

そのため「手段」として

「地域包括ケア」と「自立支援・介護予防」

介護保険縮小の二つの柱 ①自助・互助 自己責任化～地域包括ケアシステム

②介護予防・重度化防止～市町村によるケアマネジメント統制

国民に「自立努力」と「助け合い」「規範的統合」＝思想統合の危機

多様なサービスを作り移行させ、安上がり互助へと～市町村がする総合事業へと移行促進

ヘルパー資格を研修で習得しても、実際は仕事として行っていないのは

～処遇改善に問題があるのではないかな。

厚労省は「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」を掲げ介護保険事業計画に沿った取組がされているか、データの分析、評価をし、地域包括の見える化システムを作り、目標設定するようにと。地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援することにより適切な指標による実績・評価をし、要介護状態の維持・改善度合いをみていく。このことで、財政的インセンティブを付与。

保険者機能強化推進交付金(市町村分) インセンティブの付与＝200億円

評価点数と第1号被保険者数により市町村の交付額が決まる。

3、次期介護保険制度改定

第7期2020年度まで、第8期介護保険事業計画を2021年度から実施するために2019年年内に案を出し、2020年1月の通常国会で法案提出し、2020年度は準備期間、2021年4月に実施する。①～⑥は懸念事項である

- ① 要介護2以下サービス介護保険外し、総合事業化
- ② サービス利用 原則2割負担化
- ③ ケアプラン有料化
- ④ 自己負担に試算勘案(不動産・預貯金)
- ⑤ 自立支援 保険者機能強化(調整交付金にインセンティブ化)
- ⑥ 自立支援 介護報酬インセンティブ拡大

●全国市長会や議長会では、保険者機能強化のための調整交付金については反対の意見である。

4、新たな処遇改善加算

介護職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっていると共に、賞与込給与も低くなっている。

全産業平均 36、6万円 介護職員 27、4万円 9、2万円の格差

処遇改善加算には問題点がある。以下のように改善して行く事が必要。

- ① 介護事業の全職種が対象の制度にすべき
- ② 全員が全産業平均に到達できる制度にすべき
- ③ 全額国庫負担のシンプルな制度にすべき

5、介護保険財政と介護保険料

65歳以上が払う保険料は2000年に開始以来3年ごとに上っている。

第7期は5869円(前期の+6、4%)

公費負担分が国50%から25%へ、都道府県25%から12、5%へ、市町村25%から12、5%へ下がり、その分保険料が高くなってきている。

介護サービスの総額×23%を65歳以上の人口(第1号被保険者数)で割った額が65歳以上の介護保険料となる。

介護保険料は上り続ける。

公費を増やさない。保険料はもう限界である。給付の削減か負担増で対応
これでは介護保険制度の制度あっても中身のない(サービスが行届かない)制度となるのではないかな。

その他 介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等についてのマンガでわかる推進ストーリーの事例が3件資料として添付されていた。

7月25日(木) 10時～13時

テーマ 介護保険65歳問題と共生社会を考える

講師 きょうされん大阪支部 事務局長 雨田信幸

講義内容

(1) 障害者・家族をめぐる実態

- 東日本大震災では、比率にして健常者の2倍の被害
- 津久井やまゆり園の事件は3年前の7月26日
- 寝屋川・障害者監禁事件、旧優生保護法における強制不妊手術裁判、障害者雇用・偽装水増し問題
- 川崎市児童連続殺傷事件では類似の犯罪を起こしかねないと我が子を手にかけた父親不自由があるけれど、不幸ではないと声を上げてきました。しかし、周りからは生産性がないとか、不幸で存在価値がないなどと一方的に貶められてきた状況があります。

この問題を自己責任としてしまえば解決しません。

(2) 障害児者・家族の暮らしと介護者の健康調査

大阪障害児・者を守る会

調査機関 2013年4月～6月

配布調査票数 2970

回収調査票数 本人調査票 1604

家族調査票 1620

主として知的障害を持つ重複障害児・者

生計中心者は父親(83.1%) 主たる介護者は母親(96.3%)

→介護を母親が担い、共働きがしにくい状況

→地域との交流が減少

→適切な情報提供がなされていないことによって強まる介護者の社会参加の困難

→進む親子の相互依存関係、親亡き後は兄弟姉妹に期待するしかない

→家計におけるガソリン代の高さ(気分転換にドライブを行う。落ち着かないため夜中じゅう走り続けなければならないケースも)

→将来に対する不安が強い

障害のある人の収入状況(2016年きょうされん)

貧困線122万以下の世帯 → 障害のある人81.6%(国民一般16.1%)

→家族同居でないと生活できない

→介護しなければならない親も、子供の年金がないと生活できない

→老障介護（年老いた両親が障害のある子の介護をしている）

障害者とともに介護者も自律した生活を営む権利があるはず

（３）介護保険優先原則とは何か

６５歳以上になれば、まず介護保険制度を使い、そこになくサービスが必要であれば障害福祉制度を使うように求めたもの。

一般高齢者が使うことを前提に制度設計されたものであり、固有の対応を求められる障害福祉に当てはめることは、生活の質を落としかねない。

そのため、厚生労働省は事務連絡として、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないとしている。要支援１、２と判定された時の市町村が運営する総合事業に対しても同様。

浅田訴訟

- 重度の身体障害と言語障害があり、ヘルパーなどの支援が不可欠。
- ２０１２年１１月、翌年２月に６５歳を迎えるという時点で介護保険申請と制度意向を打診される。
- 移行後のおおよその自己負担額を聞き「生活ができなくなる」と介護保険を未申請。
- 岡山市は「介護給付等不支給（却下）決定通知」を出し、誕生日前日よりこれまでのサービス（月２４９時間の重度訪問介護）をすべて打ち切り。
- ボランティアの力を借り生活を維持したが限界に。不本意ながら、介護保険申請を行い同程度のサービスを受ける。
- 介護保険優先原則（障害者総合支援法７条）は自治体の自由裁量で決定できる裁量処分であり、羈束処分ではないと、岡山市の一方的な障害福祉サービスの打ち切りの取り消し等を求め訴訟を起こした。

判決内容

- 岡山市の処分取り消し
- 不足部分の介護給付費支給決定の義務付け
- 慰謝料１００万円＋５ヶ月の介護保険自己負担部分 75,000 円の損害賠償

総合支援法７条

- 羈束処分ではなく裁量処分
- 障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険サービスの利用を申請した場合に生じる２重給付を避けるための調整規定。介護保険制度に申請していない場合、この規定は採用されない。

その後の動き

- 共生型サービスの新設
- 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置
- あくまで岡山市の事例に対する判決であり、障害福祉サービスの継続は自治体まかせ

ある市での出来事

- 65歳の知的障害女性。訪問介護と移動支援の支給決定を受けている。
- ある日、移動支援を利用してカラオケ店にヘルパーと行き、帰りに近くにあったドラッグストアで洗剤を購入、帰宅した。
- 翌月、事業所が実績報告し移動支援に関する請求を出したら「日用品購入は訪問介護が優先になる」と指摘された。
- 移動支援でウィンドウショッピングは良いが、欲しいものは置き置きしてもらい後で訪問介護で購入するようにとの指導

(4) まとめ

介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう求めることを始め、各地方自治体がその地域で暮らす障害当事者・家族・関係者が何に困っているかを具体的に聞き取り、独自施策を具体的に検討して、福祉専門職員の確保、配置。運動体との共同などを通して解決に力を尽くすことが求められています。

介護保険優先というものの、自治体としても介護保険料負担を抑えるには介護利用を抑えたほうが良いという判断も働きます。本人の意向を丁寧に聞き取ることが求められます。

7月25日（木）14時～17時

テーマ 人口減少時代の自治体政策を考える

講師 奈良女子大学教授 中山徹

講義内容

（1）人口予測

1900年：4400万人

2008年：1億2800万人

2115年：5000万人

100年後には100年前の人口に戻る

2018年の新生児数94万人。団塊の世代や団塊ジュニア世代は出生数200万人。現在の平均的な第1子出産年齢は30歳。この世代は150万人。今から出生率増やしても人口を増やすことは不可能。9000万人あたりで安定させたい目標を掲げている。

（2）国土形成計画

● 安倍政権になって、国土形成計画が大幅に変わった。

→首都圏が国際競争に勝つために、人口を集中させる。

→規制緩和、インフラ整備

● 地方の再編

→人口減少の中で首都圏の一極集中を進める→地方は崩壊に瀕する

→人口が減少しても生き残れるための再編

→コンパクト＋連携→（具体的には）→立地適正化計画＋連携中枢都市

● コミュニティ再編

→地域包括ケアの核となるコミュニティ組織の再編

→公共施設の統廃合

● 自治体の再編

→スマート自治体への転換（AIの導入、自治体行政の標準化）

→サービスプロバイダーからプラットフォームビルダーへ

→直営の見直し→民間とコミュニティへ

→中心市が県域で施策展開する（圏域マネジメント）

→連携には入れない小規模な市町村は都道府県との垂直連携

（3）市民共同自治体への展望（まとめ）

→政府、自治体が進める新自由主義的な再編から市民と地域を守る

● 循環型地域経済

→地域で様々な経済循環を作り出す

→大規模な事業所でなく、小規模な事業所で雇用を確保する

→地元が存在する中小企業、医療・福祉・教育、第1次産業、観光業、再生可能エネルギー、商店街などを重視する。

● 格差是正による経済対策

→市民の購買力向上

→ブラック企業規制条例

→公契約条例

● 人材の確保

→高齢者、女性、外国人

→福祉との連携→保育無償化で浮いた予算を子育て支援に回すべき

● 医療・福祉・教育の充実

少子化対策に失敗したら確実に地域が崩壊する

→仕事と家庭の両立

→育児休暇の延長

→6時間労働の正社員

→社会保障の経済効果はかなり高い

→家庭の経済力で差が出るのは放課後→すべての子どもに豊かな放課後を保証する

● 日常生活圏の整備

暮らし続けられる地域

→日常生活圏（およそ小学校校区）を単位とした公共的施設とサービスを整備

→一方で防災上危険なところは、補償をしてでも移住を促す

● 行政の地域化

→空き家を活用し、5～6人の職員が子育てから防災まで必要な窓口を確保

→地域の運営、行政とコミュニティが両輪

→行政にとって必要な効率化は民営化ではなく地域化

● 東京一極集中の是正

東京一極集中が是正されない限り

→地方の安定はあり得ない

→自治体、国民世論で一極集中をやめさせる。

● 各地域、職場、組織で保守と革新の共同を作り出すこと

議論と民主主義を徹底する→検証が違いを乗り越える要

7月26日午前

憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とは何か

弁護士 尾藤廣喜

* 1950年5月に施行された現行の生活保護法は、旧生活保護法の欠格条項をなくし

1 憲法第25条に基づき「健康で文化的な」最低限度の生活を保障する水準でなければならないこと

2 生活の困窮に陥った原因が何であるかを問わず、法の要件をみたせば保護を受けることが出来る「無差別平等」の原理
また、法第9条には「必要即応」の原則も定められている。

* 最近の生活保護の状況を示すものとして、主に生活困窮で福祉事務所に相談をするも、申請に至らず餓死や、孤立死、自殺に追い込まれる事例が2000年以降、発生している。

実質賃金の低下、非正規雇用の増加、社会保険料の負担増等で貧困世帯が増える中、日本の生活保護の補足率の低さ（ドイツ60%～80%、イギリス80%、日本18%～20%）が問題となっている。基本的人権の保障にも関わる問題である。

* 法制度上の問題として相次ぐ保護基準の引き下げ、高齢者の利用割合の低さなどが挙げられている。

生存権確立のために

生活保護以外の制度の充実の必要性

生活保護制度の改善運動など、地域の地道な取り組みが必要

生活保護法の原理を保護行政の運用にきちんと生かすことが大事であると感じた。

7月26日午後

国保都道府県単位化と自治体での課題

神奈川県前国保制度改革担当 神田敏史

* 2015年5月「持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法」が成立し、2018年度より本格的な国保の都道府県単位化が施行された。

これまで市町村がわが町の医療費などをみて国保料を決めて、被保険者から徴収し、国保会計を運営していたが、県単位化により、国保運営に係るお金を県が計算し、納付金という形で市町村に支払いを求めるようになった。納付金は100%上納が義務であり、保険料の徴収率が低ければ基金で穴埋めするか、一般会計から繰り入れるか、何らかの対策が必要となる。基金を維持しようとするれば納付金以上の保険料徴収が必要となり、さらなる保険料の引き上げへと負の連鎖を招くことになるのではないだろうか。

* 県単位化において、全国知事会を始めとする地方団体などが国に求めた国保の構造的問題（無職者や、非正規雇用などの低所得者、有病率の高い高齢者などが多く加入する。保険料負担が重い。）を解決するものではなく、国民の医療費総額を抑制するためのものであることが明らかにされた。

* 税と社会保障に関する国民会議では「持続可能な国民健康保険制度」にするため1、被保険者が病気にかからないようにすること（健康増進事業）2、被保険者を医療機関に行かないようにすること（重複頻回受診者への指導や、窓口負担の引き上げ等）3、医療機関からの請求金額を引き下げる（診療報酬単価の引き下げ、病床数の制限や医療保険の対象範囲を限定）などが議論され、2014年成立の医療介護総合推進法において、都道府県が地域医療構想を策定することが義務づけられ、介護療養病床と合わせ、再

編がせまられている。高齢化率の高い本市にとって重大な問題であると同時に、政府の方針が計画通り進むと思えない。

* 国保改革に伴う財政支援については、平成27年度から低所得者対策として1700億円、平成30年度からは財政調整機能の強化等として1700億円が加算され3400億円となっている。低所得者対策が自治体でどのように扱われているか検証が必要だ。また、平成30年度からの保険者努力支援制度は、ジェネリック医薬品などによる医療費の抑制、保険料の滞納処分に力を入れたところなどに交付されるとしている。

* 都道府県化による急激な保険料の引き上げを抑制するため、厚生労働省は都道府県に特例基金を設け、制度改正後6年間で激変緩和に使うとしている。この特例基金や財政調整交付金の配分も、本県でどのように扱われたか不明瞭の部分がある。明らかにしていく必要がある。

自治体の課題として

県単位化で本市の国保税は大幅引き上げとなった。家族構成などによっては年間10万円前後の値上げとなった世帯もある。

滞納世帯の増加、生計費への影響などを懸念する。低年金の高齢世帯では生活必需品や医療費もまかなえなくなるのではないかと。社会保障費の負担増は、地域経済への影響も大きいと思われる。

国保の構造的問題の解決は国・県・市町村の努力で行なわなければならない。当面は取り得る限りの激変緩和策を講じ、一般会計からの繰り出し等で被保険者の負担の抑制を図らなければならない。新たに保険者となった県の責任は重い。また被保険者に身近な自治体は、今回の引き上げの検証を行ない、国や県に意見を述べるべきではないだろうか。

令和元年 領収書 フブリ

領収証

日本共産党香美市議員 様

金額	百万	千	円
	19	2400	-

但し 航空券代 4名様

2019年 7月 4日 上記金額正に領収致しました

内消費税

現金

小切手

手形

振込

シースカイ・サポートトラベル

〒782-0051 高知県香美市土佐山田町楠目446番地2

依光瓦工業(有) 旅行部門

TEL 090-3189-9553 FAX 0887-52-9588



領収証

森田 雄介 様

No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会参加費

入金日 2019年 6月 19日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

領収証

笹岡 優 様

No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会参加費

入金日 2019年 6月 19日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

領 収 証

大岸真弓

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会参加費
入金日 2019 年 6 月 19 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内
TEL 06-6354-8662
FAX 06-6357-0846

領 収 証

浜田百合子

様 No. _____

¥ 40,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会参加費
入金日 2019 年 6 月 19 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

大阪社会保障推進協議会
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内
TEL 06-6354-8662
FAX 06-6357-0846

領収書 Receipt

2019.07.24

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets

なんばゆき For NAMB

¥1,920-

(消費税等含む)

上記正に領収いたしました。

K-16

大阪空港交通株式会社

7.24

640 x 1k

領収書 Receipt

2019.07.26

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets

大阪空港ゆき For OSAKA-AIRPORT

¥640-

(消費税等含む)

上記正に領収いたしました。

M-1

大阪空港交通株式会社

領収書 Receipt

2019.07.26

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets

大阪空港ゆき For OSAKA-AIRPORT

¥640-

(消費税等含む)

上記正に領収いたしました。

M-1

大阪空港交通株式会社

領収書 Receipt

2019.07.26

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets

大阪空港ゆき For OSAKA-AIRPORT

¥640-

(消費税等含む)

上記正に領収いたしました。

M-1

大阪空港交通株式会社

領収書 Receipt

2019.07.26

購入商品 バス乗車券 Bus Tickets

大阪空港ゆき For OSAKA-AIRPORT

¥640-

(消費税等含む)

上記正に領収いたしました。

M-1

大阪空港交通株式会社